

沖縄県北西部台風及び津波対策委員会実施規則

1 総則

- (1) 渡久地港、運天港及び沖縄県北西部各港に影響を与える台風、津波及び急速に発達する低気圧等の襲来が予想される場合において、那覇海上保安部長が渡久地港及び運天港の在泊船舶等に対して港則法第39条第4項に基づく警戒体制（第一体制）及び避難勧告（第二体制）（以下、「体制」という。）を発出したとき、気象庁から南海トラフ地震臨時情報が発表されたときは、各船舶等は2項目に定める要領により措置するものとする。
- (2) 渡久地港及び運天港以外の各港においては、那覇海上保安部長が渡久地港及び運天港に発出する体制を参考にして、それぞれ独自の台風及び津波対策を実施するものとする
- (3) 体制の発出及び解除の周知は、3項目に定める要領により行うものとする。

2 体制等の区分と船舶のとりべき措置

(1) 台風の場合

区 分	措 置
【警戒体制（第一体制）の発出】 風速25メートル以上の暴風域が48時間以内に沖縄県北西部の各港に到達すると予想される場合。	① 在港船舶は、荒天準備を行い直ちに避難対策ができるように準備すること。 ② 警戒体制（第一体制）が発出された場合には、港外に避難を予定している船舶は原則として入港しないこと。
【避難勧告（第二体制）の発出】 風速25メートル以上の暴風域が24時間以内に沖縄県北西部の各港に到達すると予想される場合。	港内の安全な場所に避難できる船舶以外は速やかに港外に避難すること。 ただし、港内であっても危険であると那覇海上保安部長が判断した場合は、港外へ避難すること。
【体制の解除】 台風の影響圏外となり、次第に平穏となるものと予想される場合。	各船舶は、那覇海上保安部長による体制の解除がなされたことを確認の後、避難準備を復旧し、又は入港する。

(2) 津波の場合

地震の発生に伴い、気象庁から「大津波警報、津波警報」又は「津波注意報」(以下、「津波警報等」という。)が発表された場合、那覇海上保安部長は、下表の区分による体制を勧告するものとするが、那覇海上保安部長による体制の発出に際し、時間的余裕がないことも考えられることから、船舶は、地震の発生等があった際は、気象情報に留意し、情報入手に努めるとともに、津波警報等が発表された場合は、那覇海上保安部長から体制が発出されたものとして、速やかに「津波に対する船舶対応表」(別紙1)に定める内容を参考に対応すること。

なお、避難に際しては、船舶は、必ずしも「津波に対する船舶対応表」(別紙1)の措置内容に従う必要はなく、人命の安全を第一に考え、津波到達までに時間的余裕がない場合は、まずは、乗客、乗組員等を陸上の安全な場所に避難させることを念頭に対応すること。

区 分	措 置
【警戒体制（第一体制）の発出】 気象庁により沖縄本島地方に津波注意報が発表された場合。	① 荷役・作業中の船舶は、作業を中止し、地震・津波情報の入手に努めること。 ② 在泊船舶は、津波の襲来に備え「津波に対する船舶対応表」(別紙1)に定める所要の措置を参考に対応すること。
【避難勧告（第二体制）の発出】 気象庁により沖縄本島地方に津波警報（大津波警報を含む）が発表された場合。	
【体制の解除】 津波警報等が解除された場合。	各船舶は、津波等による施設被害や航路障害物、水深の変化等の情報に十分留意して、港外避難等措置を復旧し、又は入港する。

(3) 急速に発達する低気圧等の場合

区 分	措 置
【避難勧告（第二体制）の発出】 気象庁により東シナ海南部に海上暴風警報（風速24.5m/sec以上）が発表された場合。	港内の安全な場所に避難できる船舶以外は速やかに港外に避難すること。 ただし、港内であっても危険であると那覇海上保安部長が判断した場合は、港外へ避難すること。
【避難勧告（第二体制）の解除】 海上暴風警報（風速24.5m/sec以上）が解除された場合。	各船舶は、避難準備を復旧し、又は入港する。

(4) 南海トラフ地震臨時情報の場合

「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に基づき、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合は、那覇海上保安部長は下表の区分による体制を執るべきことを勧告するものとする。

区 分	措 置
【情報伝達】 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」又は「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」	在泊船舶は、南海トラフ地震臨時情報に係る気象庁の発表に留意すること。
【注意喚起】 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合。 （発表期間 1 週間が経過後、「政府としての特別な注意の呼びかけの終了に切換わる。）	① 在泊船舶は、南海トラフ地震臨時情報に係る情報の入手に努めること。 ② 連絡系統、避難方法、避難海域の確認を行っておくこと。
【勧告】 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合、 【勧告】「南海トラフ地震警戒強化」を発出する。（発表期間 1 週間が経過後、【勧告】「南海トラフ地震警戒強化」を解除し、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」に切換わる。）	在泊船舶は、避難準備を行い、直ちに出海できる体制を整えとともに南海トラフ地震臨時情報に係る情報の入手に努めること。 また、以下の内容について、予め確認しておくこと。 ・避難に必要な支援体制の確保 ・岸壁管理者の対応 ・荷主等の対応 ・避難方法、避難海域 なお、避難に必要な支援体制を受けられない等の状況が予想される場合にあっては、自主的に安全な海域に避難しておくこと。

(ア) 南海トラフの想定震源域またはその周辺で速度的に解析されたモーメントマグニチュード（以下「M」という。）6.8 程度以上の地震（以下「先発地震」という。）や短い時間に南海トラフ想定震源域のプレート境界の固着状況が明らかに変化しているような通常と異なるゆっくりすべりを観測した際は、気象庁から南海トラフ地震との関連性について調査を開始する旨の「南海トラフ地震臨時情

報（調査中）」が発表される。

- (イ) (ア)の情報が発表された後、発生した現象について評価を行うため、有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」が開催され、その評価結果を受け、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」（以下「巨大地震警戒」という。）（※１）や「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」（以下「巨大地震注意」という。）（※２）が発表される。

なお、巨大地震警戒又は巨大地震注意のいずれの発表条件も満たさなかった場合は、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」が発表される。

- (ウ) (イ)の巨大地震警戒又は巨大地震注意の発表後、地震活動や地殻変動の状況について、適宜気象庁から「南海トラフ地震関連解説情報」が発表される。

ただし、後発地震発生の可能性が高まったと評価された場合でも、南海トラフ地震が発生しないこともあることに留意が必要。

※１ 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM 8. 0以上の地震が発生した場合に発表。

※２ 後発地震が発生しないまま巨大地震警戒が解除された場合、南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM 7. 0以上、M 8. 0未満の地震が発生した場合、同プレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50キロメートル程度までの範囲でM 7. 0以上の地震が発生した場合ゆっくりすべりが観測された場合に発表。

3 体制の周知連絡要領

- (１) 巡視艇が港内を巡回し、サイレン及び拡声器等で体制の発出を周知する。
- (２) 発出は、会員にFAX及びメールにより通知する。
なお、上記による通知が困難な場合は、各会員へ「台風及び津波対策連絡系統図」により順次電話で連絡する。
- (３) 第十一管区海上保安本部救難課運用司令センター（おきなわほあん）から無線で放送する。
- (４) 避難勧告（第二体制）については、要請があれば避難勧告文を配布する。

4 その他

渡久地港及び運天港において、船舶が避難勧告（第二体制）に応じない場合で、当該船舶の港内在泊が港内の安全確保に著しく支障があると那覇海上保安部長が認めた場合は、港則法第 39 条第 3 項に基づく退去命令等が出されることがある。

附則

平成 22 年 6 月 25 日	一部改正
平成 22 年 7 月 1 日	施行
平成 25 年 5 月 31 日	一部改正
平成 27 年 7 月 2 日	一部改正
令和 元年 6 月 14 日	一部改正
令和 3 年 7 月 30 日	一部改正
令和 6 年 6 月 27 日	一部改正
令和 7 年 6 月 12 日	一部改正